

東大阪市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程において市民の市政への参画の機会を提供するとともに、説明責任を果たすことで、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画等を立案する過程において、その案を公表し、それに対して提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び上下水道事業管理者をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる事案（以下「計画等」という。）は、次のとおりとする。ただし、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽易なもの等は除く。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画等の決定又は重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例等の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例等（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) その他、実施機関が特に必要と認めるもの

(計画等の案の公表の時期及び内容)

第4条 実施機関は、計画等を立案するときは、最終的な意思決定を行う前に、その案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、市民等が十分理解できるよう、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 当該計画等の案の概要
- (2) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(3) 当該計画等の案に関連する資料

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表する計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「案及び資料」という。）を市ウェブサイトに掲載するとともに、市政情報相談課及び実施機関の担当部署に備え付けることにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により公表を行うときは、市の広報紙等によって事前に計画等の概要、閲覧開始日、提出期限及び意見の提出方法等を広く市民に周知するものとする。

(手続実施申請)

第6条 実施機関は、パブリックコメント手続の対象となる計画等がある場合は、パブリックコメント手続申請書により、市政だよりへの掲載を依頼するまでに市政情報相談課に申請を行うものとする。

(意見の募集期間)

第7条 実施機関は、1か月以上の意見の募集期間を設け、案及び資料の公表時に明示するものとする。

(意見の提出)

第8条 実施機関は、案及び資料の公表時に意見の提出方法及び提出条件を明示しなければならない。

2 意見の提出方法は、実施機関の担当部署への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等から実施機関が選択して定めるものとし、意見の提出者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）並びに連絡先の明記を提出条件とする。

3 実施機関は、意見を提出した市民等の氏名その他その属性に関する情報を公開する場合には、公表時にその旨を明示しなければならない。

(意見の処理)

第9条 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれらに対する市の考え方を公表しなければならない。この場合において当該計画等の案を修正したときは、当該修正の内容及び理由についても併せて公表しなければならない。ただし、東大阪市情報公開

条例第6条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

3 前項の規定による公表は、第5条第1項に掲げる方法により行う。

(意思決定過程の特例)

第10条 実施機関は、附属機関等においてこの要綱に定める手続に準じた手続を経た報告、答申等に基づき計画等を策定する場合は、この要綱の規定は適用しない。

2 法令等に基づく縦覧、意見提出の手続等を行ったときは、この要綱と同等の効果を有すると認められる範囲内で、この要綱に定める手続を行ったものとみなす。

(一覧の作成)

第11条 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、市政情報相談課に備えつけて公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、公表日、意見の提出期限、計画等の案及び資料の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある計画等で具体的な作業を行っている場合であって、パブリックコメントを実施するいとまがないときは、これを行わないことができる。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。